

大阪市告示第1071号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第1体育場	令和7年8月1日（金）から 同月3日（日）まで	午前9時から 翌日午前1時30分 まで
	令和7年8月5日（火）から 同月10日（日）まで	
	令和7年8月13日（水）から 同月17日（日）まで	
	令和7年8月19日（火）から 同月24日（日）まで	
	令和7年8月26日（火）から 同月31日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）